

松山市長 野 志 克 仁

松山市クリーニング業法施行条例をここに公布する。

記

松山市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所及び無店舗取次店において講じるべき措置)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 6 号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、住居その他の施設と壁等により区分し、他の用途と併用しないこと。
- (2) クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- (3) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所並びに仕上場の天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。
- (4) 洗場及び仕上場の床面積は、それぞれ 9.9 平方メートル以上及び 6.6 平方メートル以上とすること。
- (5) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所は、適当な広さを有すること。
- (6) 洗場の内壁は、床面から 1メートル以上の高さまでコンクリート、板等の耐水材料を用いること。
- (7) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所並びに仕上場の床面は、コンクリート、板等の耐水材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- (8) クリーニング所には、取扱量に応じた容器、戸棚等の設備を設けること。
- (9) クリーニング所及び無店舗取次店（クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗をいう。第 18 号において同じ。）には、収集及び配達に使用する容器を各別に備えること。
- (10) 法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物（以下この号及び次号において「指定洗

濯物」という。)を取り扱う場合は、消毒の終わらない指定洗濯物を専用の容器等に入れ、他の洗濯物と接触しないように取り扱うこと。

(11) 指定洗濯物を取り扱う場合は、手指の消毒設備を設置し、作業終了後、手指の消毒を行うこと。

(12) クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）には、洗濯に使用する溶剤、洗剤及びその他の薬剤を格納する設備を設けること。

(13) 引火性溶剤を取り扱う場合は、安全衛生に留意し、適正な温度での保管に努め、静電気対策その他の必要な措置を講じること。

(14) テトラクロロエチレンを洗濯に使用する場合は、次の措置を講じること。

ア 洗場及びテトラクロロエチレンを格納する場所（以下この号において「格納場」という。）の床面は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等テトラクロロエチレンが浸透しないものをいう。）とし、そのひび割れ等によりテトラクロロエチレンが地下へ浸透するおそれがある場合は、床面をテトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。

イ テトラクロロエチレンが洗場又は格納場の周囲へ漏出するおそれがある場合は、防液堤、溝、ため升等を設置して、その漏出を防止すること。

ウ 貯蔵用のタンク等テトラクロロエチレンを貯蔵する容器は、密閉することができ、かつ、テトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。

エ 格納場を屋外とする場合は、屋根を設けること。ただし、屋根を設けることが困難な場合は、テトラクロロエチレンを貯蔵する容器を被覆し、直射日光及び雨水を防止すること。

オ 格納場を屋内とする場合は、換気できる冷暗所とすること。

カ テトラクロロエチレンが業務用の機械から洗場へ漏出するおそれがある場合は、業務用の機械の下にステンレス鋼等の受皿を設置すること。

キ テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械には、排液処理装置を設けるとともに、その排液中のテトラクロロエチレンの濃度は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定により環境省令で定める排水基準を満たすものであること。

ク クリーニング所にテトラクロロエチレンの蒸気回収装置を設置すること。ただし、

テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械が、当該装置を内蔵するものである場合は、この限りでない。

ケ 蒸留残さ物等テトラクロロエチレンを含む汚染物は、アからオまでに定めるところに準じ、適正に保管すること。

(15) 仕上作業をする場合には、手指を清潔にし、清潔な衣服を着用すること。

(16) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。

(17) 仕上げの終わった洗濯物については、洗濯に使用した溶剤、洗剤等が残留していないことを確認すること。

(18) クリーニング所及び無店舗取次店の室内、洗濯物の保管又は運搬に使用する容器等は、随時消毒し、ねずみ及び衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

(19) 法第9条に規定する業務従事者が結核又は皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を市長に連絡し、その指示に従うこと。

(20) 市長から法第9条に規定する業務従事者に対し結核又は皮膚疾患等の健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合は、当該健康診断を受けさせること。

(クリーニング所検査確認証の交付等)

第3条 市長は、法第5条の2の確認をしたときは、クリーニング所の営業者に対し、クリーニング所検査確認証を交付するものとする。

2 クリーニング所の営業者は、クリーニング所検査確認証を当該クリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存するクリーニング所又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中のクリーニング所に係る構造が第2条第3号及び第7号に規定する構造の基準に適合しないときは、当該クリーニング所に係る構造については、これらの規定は、平成25年3月31日までの間は、適用しない。